

## 特殊索道旅客営業規則

### 第1章 総則

#### (この規則の目的)

第1条 この規則は、六甲山観光株式会社（以下「当社」という。）が経営する特殊索道事業（以下「当社線」という。）の旅客の運送について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 当社線に係る旅客の運送については、別に定める場合を除き、この規則を適用する。

#### (契約の成立時期)

第3条 旅客の運送に係る契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、第19条の規定による改札が行われた時に成立する。

2 前項の規定によって成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時の規定によるものとする。

#### (旅客の運送の制限又は停止)

第4条 当社は、旅客の安全又は円滑な運送を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

(1) 乗車券の発売場所、発売枚数、発売時間又は発売方法の制限又は発売の停止

(2) 乗車区間、乗車方法又は乗車する搬器の制限

(3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は持込可能な搬器等の制限

2 前項の制限又は停止を行う場合は、その旨を関係場所に掲示するなど、所要の措置を行う。

#### (運行不能の場合の取扱方)

第5条 搬器の運行が不能となった場合は、旅客の取扱いは行わない。

#### (期間の計算方)

第6条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短に関わらず1日として計算する。

#### (係員の指示)

第7条 旅客は、当社線の利用に当たっては、係員が行う業務上の指示に従わなければならない。

### 第2章 旅客営業

#### (乗車券類の購入)

第8条 搬器に乗車する旅客は、あらかじめその乗車に有効な乗車券を購入しなければならない。

#### (乗車券の種類)

第9条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 1日券

(2) 1回券

(3) 12回券

(4) 3時間券

(5) ナイター券

(6) シーズンパス

(7) 招待券

2 当社は、前項のほか、特別乗車券を発行することがある。

#### (乗車券の発売場所等)

第10条 乗車券は、当社が別に定める場所及び方法（インターネットを利用する方法を含む。）で発売する。

#### (乗車券の発売日)

第11条 乗車券は、原則として、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、当社が前売発売を行う乗車券として当社が別に定めるものについては、この限りでない。

#### (旅客運賃)

第12条 旅客運賃は、別表のとおりとする。

### 第3章 乗車券の取扱い

#### (乗車券の使用条件)

第13条 乗車券は、その券面表示事項に従って使用することができる。

2 シーズンパス、1日券その他旅客が第19条の規定に基づく当社への引渡しを要しない乗車券であって、当社が定めるものについては、記名された乗車券については当該記名者のみが、無記名の乗車券については最初に使用した旅客のみが、それぞれ使用することができる。

3 前項に違反して乗車券を使用し、又は前項に違反して乗車券を使用し、若しくは使用しようとする者に対し、当該乗車券を譲渡、贈与、貸与その他の方法で手交し、又は手交しようとした者は、不正乗車として、第20条第4号に該当するものとみなす。

#### (券面表示が不明となった乗車券)

第14条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。ただし、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに新たな乗車券を再交付することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

第15条 旅客が効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できる場合であって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

(有効期間の起算日)

第16条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した日から起算する。

(有効期間)

第17条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 12回券及びシーズンパス 購入日の属する年度のスキー場営業期間中限り

(2) その他の券 当日限り

2 特別乗車券の有効期間は、別に定める。

(乗車券が無効となる場合)

第18条 乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が第20条の取扱いを受けたとき。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定によって下車させられたとき。

(乗車券の改札及び引渡し)

第19条 乗車券を使用する旅客は、乗車を開始する際に、当該乗車券を係員に提示し、改札を受けなければならぬ。

2 前項の旅客は、改札後、係員の指示に従い、当該乗車券を引き渡さなければならない。ただし、第9条第1項第1号及び第4号から第6号までに定める乗車券その他当社が定めるものについては、この限りでない。

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第20条 旅客が次の各号の一に該当する場合は、1日乗車券に相当する運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。ただし、旅客が当該各号の一に該当した回数を証明した場合は、1回乗車券に相当する運賃とその2倍に相当する額の増運賃の合計額に、当該回数を乗じた額で足りる。

(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。

(2) 別に定める場合を除いて、乗車券の改札を受けないで乗車したとき。

(3) 乗車券の改札の際にその提示を拒み、又は引渡しを行わなかつたとき。

(4) その他不正な手段で乗車券を使用し、又は使用しようとしたとき。

(旅客運賃の払戻し)

第21条 旅客は、旅客運賃の払戻しを請求することができない。ただし、当社がやむを得ないと認める客観的事情があるときとして別に定める場合は、この限りでない。

#### 第4章 手回り品

(手回り品)

第22条 旅客は、その携行する物品を手回り品として搬器に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する物品は持ち込むことができない。

(1) 危険品

(2) 搬器を破損するおそれがあるもの

(3) その他搬器の運行に支障し、又は他の旅客に迷惑を及ぼすおそれがあるものとして、係員が指示し、又は当社が定めるもの

2 当社は、旅客が手回り品中に危険品その他前項各号に定めるものを収納している疑いがあるときは、当該旅客の立会いの下、手回り品の内容の点検を請求することができる。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を請求した場合、これに応じない旅客に対しては、乗車を拒否することができる。この場合、当社は、乗車券の払戻しその他の請求には一切応じない。

(持込禁制品を持ち込んだ場合の処置)

第23条 旅客が前条の規定に違反し、搬器内の持ち込むことができない物品を持ち込んだ場合は、1日乗車券に相当する運賃の10倍の増運賃を收受する。

#### 第5章 改正

(改正)

第24条 当社は、いつでもこの規則を改正することができる。この場合、当社は、改正後の規則を事務所に備え置くものとし、この措置を講じた後は、改正後の規則を適用するものとする。

#### 附 則

この規則は、2013年12月7から適用する。